

防衛省所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

防衛省が所管する法律、政令又は省令（以下「法令等」という。）の規定（他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、通知等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

1 旧姓使用について

防衛省が所管する法令等の規定に基づき、申請者が申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓の使用が困難な特別の事情があるものを除き、旧姓併記を希望する場合は旧姓を併記することができます。

※旧姓併記を希望する際は、各部署担当者へご確認ください。

2 申請書等への旧姓併記について

申請者が旧姓併記する場合は、氏名欄において、旧姓を括弧書きするなどの方法で旧姓を記載するものとします。

3 旧姓の確認

上記1による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出することなどにより確認を行うこととします。

4 その他の旧姓使用について

防衛省の訓令、達、通達等に基づき、申請者が申請、届出、通知等を行おうとする際の旧姓の使用については、法令等の規定の手続に準じ、旧姓の使用が困難な特別の事情があるものを除き、旧姓併記を希望する場合は旧姓を併記することができます。細部は各部署担当者へご確認ください。

以上